

職業紹介手数料に係る返戻金に関する事項

職業紹介で紹介した労働者が、早期に退職した場合の措置は下記の通りとする。

- ① 紹介した労働者が、専ら求人者（企業）の事由により退職に至った場合、一旦受領した紹介手数料及びその消費税額は返還しない。なお、当該退職が求人者の支払い前であっても、支払い債務は消滅しないものとする。
- ② 紹介した労働者が、専ら労働者の責に帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から1ヶ月以内に限り、支払額の60%、採用日から3ヶ月以内に限り、支払額の30%を返還するものとする。

以 上

兵庫県三田市けやき台4丁目39番2号
株式会社NSK

代表取締役 小中 晴美

許可番号

労働者派遣事業 派 28-300171

有料職業紹介事業 28-ユ-300595